

活動分析研究会規約

平成 13 年 9 月 1 日

平成 15 年 8 月 24 日

平成 19 年 8 月 19 日

平成 20 年 7 月 27 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、活動分析研究会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は主に、中枢神経損傷により種々の障害を持たれた方のリハビリテーションに従事する者を対象に、研究内容の紹介(研究・症例発表)と意見交換(自由討論)の場を定期的に設け、会員の資質向上と中枢神経損傷により種々の障害を持たれた方のリハビリテーションの発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 活動分析研究大会の開催に関する事
- ② 活動分析の調査・研究に関する事
- ③ 活動分析の刊行物の発行に関する事
- ④ 活動分析の普及指導に関する事
- ⑤ 内外関係団体との提携交流に関する事
- ⑥ その他前条の目的を達成するために必要と認められる事

第 2 章 会 員

(種 別)

第 4 条 本会の会員は、本会の目的に賛同する、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士その他医療・福祉従事者とする。

(入 会)

第 5 条 入会は、今年度研究大会に参加した者とする。

(会 費)

第 6 条 会費は、適切な額を会長が定める。

第 3 章 役員その他の機関

(役員の種類及び員数)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 3 名、理事必要数、地域ブロック長及び都道府県代表必要数、監事 2 名

(役員を選任)

第 8 条 会長、副会長、理事及び監事を、準備会において会員の中から選任する。

2 地域ブロック長及び都道府県代表は、会長が推薦して選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第 9 条 会長は、本会を代表し、会務を総轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序でその職務を代行する。

3 理事は、事務局、財務局、広報局、研究大会各部を分担し職務を執行する。

4 地域ブロック長は、各地域ブロックでの諸活動を執行する。

5 都道府県代表は、地域ブロック長を補佐し、各都道府県での諸活動を執行する。

6 監事は、会務並びに会計を監視する。

(役員任期)

第 10 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。

3 役員辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 11 条 役員は、次の各号のいずれかに該当するときは、議会の議決により解任することができる。

2 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき

3 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(顧問)

第 12 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

3 顧問任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

第 4 章 会務運営

(会務分掌)

第 13 条 事務局及び局は、次のとおりとする。

事務局 財務局 広報局 準備会企画局

(分掌事項)

第 14 条 事務局及び分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

事務局

① 活動分析研究大会参加者に関すること

② 会員名簿に関すること

③ 内外の公文書に関すること

④ 会議資料、議事録に関すること

⑤ 会議案内、会議場設営、接待に関すること

⑥ 会議運営に関すること

- ⑦ 儀礼関係、内外の来信に関する事
- ⑧ 資産の維持、管理に関する事
- ⑨ その他各部に属しないことに関する事

財務局

- ① 予算編成に関する事
- ② 会費その他の収入活動に関する事
- ③ 支出、決算に関する事
- ④ その他財務に関する事

広報局

- ① 活動分析研究会の宣伝活動に関する事
- ② 会員への広報活動に関する事
- ③ 入会勧誘等に関する事
- ④ その他広報に関する事

準備会企画局

- ① 準備会の企画・運営に関する事
- ② 総会の企画・運営に関する事

第 5 章 会 議

(種 別)

第 15 条 会議は、総会、理事会とする。

(構 成)

第 16 条 総会は、会長、副会長、理事、監事、地域ブロック長、都道府県代表及びその他会員をもって構成する。
2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 17 条 総会は、次の事項について議決する。
① 事業計画及び収支予算の決定
② 事業報告及び収支決算の承認
③ その他本会の運営に関する重要な事項
2 理事会は、活動分析研究会の運営・企画等に関しての検討

(開 催)

第 18 条 準備会は、毎年 1 回開催する。

(招 集)

第 19 条 準備会は、会長が召集する。

(議 長)

第 20 条 準備会の議長は、その会議において出席した構成員の中から選出する。

(議 決)

第 21 条 準備会の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第 22 条 準備会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 構成員の現在数
 - ③ 準備会に出席した会員の数及び理事の氏名
 - ④ 議決事項
 - ⑤ 議事の経過及び要領並びに発言要旨
- 2 議事録には、会長の署名捺印を得て、事務局長がこれを保存する。

第 6 章 研究大会

(大会長)

第 23 条 研究大会の大会長は、会長がこれに当たる。

- 2 大会長は、大会役員を選任、講師謝金、演題採否決定の権限を有する。
- 3 大会長は、その他研究大会に関する最終決定権を有する。

(研究大会の組織)

第 24 条 大会長下に、財務部、広報部、進行部、会場部、機材部、治材部、編集部、受付部、庶務部、渉外部、その他を置く。

財務部

- ① 予算編成に関すること
- ② 支出、決算に関すること
- ③ その他財務に関すること

広報部

- ① 研究大会開催の案内に関すること
- ② その他広報に関すること

進行部

- ① 進行状況の把握、指示に関すること
- ② その他進行に関すること

会場部

- ① 会場の準備、設営、撤収に関すること
- ② その他会場に関すること

機材部

- ① 機材の手配、設営、管理、撤収に関すること
- ② その他機材に関すること

治材部

- ① 演題発表にて利用する治療材料の手配、管理、撤収に関すること
- ② その他治療材料に関すること

編集部

① 論文集編集、管理に関すること

② その他論文集に関すること

受付部

① 参加者の受付、領収書の発行に関すること

② その他受付に関すること

庶務部

① 参加者の飲食に関すること

② その他接待に関すること

渉外部

① 懇親会の企画運営に関すること

② その他渉外に関すること

その他

(研究大会の会期)

第 25 条 研究大会は 4 月下旬に開催されるのが望ましい。

(研究大会の運営費)

第 26 条 研究会費をもって運営する。

(財務)

第 27 条 研究大会の収支予算は、前年の準備会で承認されなければならない。

2 研究大会の収支決算は、研究大会終了後監査を経て、準備会に報告されなければならない。

3 会計処理の方法については、研究会財務局長と連絡をとる。

(プログラム)

第 28 条 プログラム構成は、編集部において決定する。

2 演題発表資格は、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、その他医療・福祉従事者とする。

(論文集)

第 29 条 論文集は、参加者全員に配布する。

2 論文集は、研究大会開催時に発行する。

3 論文集の編集責任は大会長が負う。

(懇親会)

第 30 条 懇親会の費用は、自己負担が原則である。

第 7 章 地方組織

(地域ブロック活動分析研究会)

第 31 条 各地方における活動分析の普及発展を図るため、地域ごとに活動分析研究会を構成する。

2 地域ブロック活動分析研究会への所属は、勤務先または現住所のあるブロックによるものとする。

(本会への報告義務等)

第 32 条 地域ブロック長は必要に応じて、当該活動分析研究会の事業報告と決算および次年度の事業計画と予算について本会に報告する。

2 地域ブロック長は、本会から依頼を受けた会員への連絡を行う。

(地域ブロック活動への援助)

第 33 条 本会は地域ブロックとの連携にあたり、必要な援助を行う。

第 8 章 資産及び会計

(資産)

第 34 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された財産
- ② 会費
- ③ 資産から生ずる収入
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ その他の収入

(資産の管理)

第 35 条 本会の資産は、会長が管理する。

(経費の支弁)

第 36 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第 37 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 規則の変更

(規則の変更)

第 38 条 この規則は、準備会において出席構成員の 4 分の 3 以上の同意を経なければ変更することはできない。

第 10 章 解 散

(解散)

第 39 条 準備会で役員 2 分の 1 以上の同意を得られたときに解散する。

(残余財産の処分)

第 40 条 本会の解散のとき存する残余財産は、準備会の議決を経て本会と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この会則は、平成 15 年 8 月 24 日から一部改正により施行する(第 2 章 会員、第 6 章 研究大会、第 8 章 資産及び会計)。
- 3 この会則は、平成 19 年 9 月 1 日から一部改正により施行する(第 4 章 会務運営、第 5 章 会議)。
- 4 この会則は、平成 20 年 9 月 1 日から一部改正により施行する(第 3 章 役員その他の機関)。